

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

### 告示

保安林の指定解除予定通知(六〇〇、六〇一・森林整備課)……………1

特定計量器定期検査の実施(六〇二・計量検定所)……………1

### 公告

土地改良区の役員の就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………2

教育委員会告示

秋田県教育委員会会議の開催(一五・教育庁総務課)……………2

選挙管理委員会告示

公職選挙法の一部を改正する規程(七二、七三)……………2

個人演説会を開催することができる施設の指定解除(七四)……………3

個人演説会を開催することができる施設の指定(七五)……………4

## 告 示

秋田県告示第六百号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。  
平成十八年八月一日

秋田県知事 寺田典城

一(一) 解除予定保安林の所在場所

北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二(一)(三)(二)

保安林として指定された目的 水源のかん養

解除の理由 道路用地とするため

解除予定保安林の所在場所

北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(三)(二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備  
解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部並びに北秋田郡上小阿仁村役場に備えて縦覧に供する。)

秋田県告示第六百一号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。  
平成十八年八月一日

秋田県知事 寺田典城

一 解除予定保安林の所在場所

大仙市協和船岡字大川前(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源のかん養

解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び仙北地域振興局農林部並びに大仙市役所に備えて縦覧に供する。)

秋田県告示第六百二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、公示する。  
平成十八年八月一日

秋田県知事 寺田典城

一 検査を行う区域、対象となる特定計量器、期日、時間及び場所

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日	検査時間	検査場所
由利本荘市	非自動はかり及び分銅等	平成十八年九月四日	午前十時三十分から午前十一時三十分まで	岩谷体育館
				西目公民館

期日	時間	場所
平成十八年九月五日	午前九時から午前十一時三十分まで	由利本荘市農業指導センター
平成十八年九月六日	午前九時から午前十一時まで	由利本荘市東由利健康増進センター
平成十八年九月七日	午後一時から午後三時三十分まで	由利中央コミュニティセンター
平成十八年九月二十六日	午前十時から正午まで	本荘由利広域交流センター
平成十八年九月二十六日	午後一時から午後四時まで	岩城自然休養村センター
平成十八年九月二十六日	午前十時から午後四時まで	岩谷体育館
平成十八年九月二十六日	午前十時から午後四時まで	西目公民館

公 告	にかほ市	非自動はかり及び分銅等	平成十八年十月三日	午前十時から正午まで	労働者研修センター
	九月二十七	日	平成十八年九月二十八日	午前十時から正午まで	
	午後一時から午後四時	午後一時から午後三時	午後一時三十分から午後三時	午後四時	
	午後四時	午後四時	午後四時	午後四時	

二 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日  
平成十八年九月四日から同年十月四日まで

三 特定計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、三日以上の受検希望期日を選定し、特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第70号)第三十九条第一項の規定により、申請すること。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、八郎潟西部土地改良区連合から次のとおり役員  
の就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告  
する。

平成十八年八月一日

秋田県知事 寺田典城

男鹿市弘戸字渡部二十八番地 戸嶋長門

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十五号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十八年八月一日

秋田県教育委員会委員長 鈴木長男

一 日時 平成十八年八月八日 午前十時四十分

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

(一) 秋田県立中学校学則の一部を改正する規則案

(二) 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案

(三) 平成十九年度秋田県立高等学校教科用図書  
の採択

(四) 平成十九年度秋田県立高等学校教科用図書の採択

(五) 秋田県生涯学習審議会委員の任命

(六) その他

選挙管理委員会告示

秋田県告示第七十二号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八年八月一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を  
次のように改正する。

別記第二十八号様式の備考三の表能代市選挙区の項中「能代市  
選挙区」を「能代市山本郡選挙区」に改め、同表本荘市選挙区  
の項を削り、同表男鹿市選挙区の項中「6」を「5」に改め、同表  
湯沢市選挙区の項から山本郡選挙区の項までを次のように改める。

湯沢市雄勝郡選挙区	6
-----------	---

鹿角市鹿角郡選挙区	7
由利本荘市選挙区	8
潟上市選挙区	9
大仙市仙北郡選挙区	10

別記第二十八号様式の備考三の表大仙市仙北郡選挙区の項の次  
に次のように加える。

北秋田市北秋田郡選挙区	11
にかほ市選挙区	12
仙北市選挙区	13

別記第二十八号様式の備考三の表南秋田郡選挙区の項中「12」  
を「14」に改め、同表河辺郡選挙区の項から雄勝郡選挙区の項ま  
でを削る。

附則

この規程は、次の一般選挙から施行する。

秋選管告示第七十三号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八年八月一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を  
次のように改正する。

別表第二中

特別養護老人ホーム サン・サルビア	大仙市角間川町字東元道巻百 十番地
特別養護老人ホーム サン・サルビア	大仙市角間川町字元道巻九十 七番地

改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

秋選管告示第七十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定解除した旨北秋田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十八年八月一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

施設の名称	施設 の 所 在 地	指定解除年月日
中央公民館	北秋田市花園町十五番一 号	平成十八年七月 十八日
道城児童館	北秋田市道城字榎岱五十 四番地	"
桃栄児童館	北秋田市上杉字硯川百番 地	"
梅栄児童館	北秋田市下杉字谷地道百 六十一番地	"
弥栄児童館	北秋田市上杉字金沢七百 五十五番地一	"
木戸石児童館	北秋田市木戸石字東畑二 十番地一	"
美栄児童館	北秋田市上杉字金沢四百 四十四番地六	"
新田目児童館	北秋田市新田目字屋布岱 三十七番地	"
羽立児童館	北秋田市李岱字羽立十七 番地	"
大内沢児童館	北秋田市三里字五輪岱七 十五番地一	"
西根田生活改 善センター	北秋田市根田字谷地新田 八番地	"
鎌沢生活改善 センター	北秋田市鎌沢字地藏岱九 十六番地	"
三里担い手セ ンター	北秋田市三里字家ノ後十 四番地	"
八幡岱集会所	北秋田市木戸石字上務田 百四十一番地	"
芹沢集会所	北秋田市芹沢字宮ノ下二 十七番地	"
杉山田集会所	北秋田市鎌沢字雪田岱二 百七番地一	"

東根田多目的 集会所	北秋田市根田字屋布岱百 七十五番地一	平成十八年七月 十八日
李岱研修施設	北秋田市李岱字下中島五 十九番地	"
雪田多目的集 会施設	北秋田市鎌沢字雪田台十 七番地一	"
三木田多目的 集会所	北秋田市三木田字家の上 九十三番地	"
松ヶ丘児童館	北秋田市川井字松石殿一 番地四百六十二	"
下杉集会所	北秋田市下杉字小堤四十 五番地六	"
摩当活性化施 設	北秋田市三木田字家の上 四十三番地	"
羽根山活性化 施設	北秋田市羽根山字屋布岱 八十一番地	"
増沢集会所	北秋田市増沢字上岱三十 四番地	"
福田獅子舞伝 承館	北秋田市福田字家の下四 十三番地	"
上杉あいター ミナル	北秋田市上杉字相染岱百 七十四番地一	"
本城コミュニ ティセンター	北秋田市本城字館の下二 百十一番地	"
支郷児童館	北秋田市米内沢字根小屋 百十五番地二	"
浦田児童館	北秋田市浦田字浦田四番 地	"
桂瀬児童館	北秋田市桂瀬字岩堂上岱 百三番地二	"
五味堀コミュ ニティセンタ ー	北秋田市五味堀字家ノ下 一番地九	"
根森田コミュ ニティセンタ ー	北秋田市根森田字杉ノ下 三十二番地	"
前田体育館	北秋田市阿仁前田字下川 端百三十四番地	"
小様児童館	北秋田市阿仁小様字小様 百二十番地	"

小淵児童館	北秋田市阿仁小淵字小淵 二十三番地一	平成十八年七月 十八日
吉田児童館	北秋田市阿仁吉田字町頭 四番地	"
新町児童館	北秋田市阿仁水無字新町 七十八番地	"
林業研修セン ター	北秋田市阿仁真木沢鉾山 字真木沢二十八番地一	"
下新町児童館	北秋田市阿仁銀山字下新 町六十三番地	"
上新町児童館	北秋田市阿仁水無字畑町 東裏二百九番地	"
畑町児童館	北秋田市阿仁銀山字畑町 七十二番地	"
畑町東裏児童 館	北秋田市阿仁水無字畑町 東裏百五十七番地	"
萱草児童館	北秋田市阿仁萱草字十二 沢三十三番地	"
伏影児童館	北秋田市阿仁伏影字水上 沢口七十九番地	"
笑内児童館	北秋田市阿仁笑内字笑内 三十番地一	"
根子児童館	北秋田市阿仁根子字根烈 五番地	"
幸屋渡児童館	北秋田市阿仁幸屋渡字山 根百番地	"
幸屋児童館	北秋田市阿仁幸屋字菅ノ 沢百十四番地一	"
比立内児童館	北秋田市阿仁比立内字前 田表三十一番地一	"
長畑児童館	北秋田市阿仁長畑字長畑 八十八番地	"
小倉児童館	北秋田市阿仁戸内字小 倉岱五十二番地	"
戸内地域特 産品生産施設	北秋田市阿仁戸内字家 ノ前百九番地	"
農業者健康管 理施設	北秋田市阿仁担当字仙北 道上三六十七番地	"
ふるさとセン ター	北秋田市阿仁担当字仙北 道上三六十七番地	"

秋選管告示第七十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨北秋田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十八年八月一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

施設の名称	施設の所在地	指定年月日
北秋田市森吉総合スポーツセンター	北秋田市米内沢字七曲百七十二番地	平成十八年七月十八日
北秋田市阿仁体育館	北秋田市阿仁水無字畑町東裏百三十番地	"

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

購読料金

一月三千六百七十五円（税込）

印刷者

秋田県印刷株式会社  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話 0862-876600  
FAX 0863-000505  
E-mail: matsubara@natsubaramsatsu.co.jp

